平成２７年（フ）第４９８号
相模原市中央区田名3186番地　県営田名堀之内団地２号棟206号室
債務者　浅川　雅美
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１５号
相模原市中央区相模原８丁目９番５号　ブリックメゾン１号館406号室
債務者　重松　恵輔
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１８号
相模原市南区大野台４丁目13番40号　サンシティ１―203
債務者　菅原　譲二
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１９号
相模原市南区大野台４丁目13番40号　サンシティ１―203
債務者　草壁　純子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２１号
相模原市中央区すすきの町19番１―210号
債務者　井上　洋一（旧姓齋藤・大山）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２２号
相模原市中央区淵野辺２丁目23番15号　セブンハイツ101
債務者　高橋　恵司
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目32番26―51号（市住2651号）
債務者　髙野　久江
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
北海道帯広市東１条南25丁目９番地２　ＰＬＡＣＥＲ102
債務者　堀田　弘樹
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―137
債務者　長崎　美沙（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
岡山県津山市大谷239番地３　セレノ・カーサ103号室、住民票上の住所岡山県津山市二宮82番地１
債務者　皆木　純枝
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１０３６号
千葉県船橋市海神６丁目18番11号　ハイツ田中102号
債務者　田中　康之
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３７号
千葉県船橋市海神６丁目18番11号　ハイツ田中102号
債務者　田中　桂子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０４２号
千葉県船橋市大穴北１丁目31番３号
債務者　綿貫　勝隆
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５６号
千葉市美浜区高浜４丁目10番８棟103号
債務者　川手　佳世（旧姓齋木・生稲）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６４号
千葉県市原市五井1035番地16
債務者　綿引　道子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７６号
千葉市若葉区小倉台７丁目11番５号　エリーナレジデンス304号
債務者　藤嶋　栄司
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８３号
千葉県市川市欠真間２丁目１番24―201号（パールグリーン）
債務者　富田　満雪
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係